

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

検定申請者氏名

使用場所検定の旅費等について

特定計量器検定検査規則（平成五年十月二十六日通商産業省令第七十号）第五条に基づき、検定所以外の場所で検定を受ける場合の東京都計量検定所職員の旅費等を以下のとおり支払う。

1 出張日： 年 月 日（ ）

2 出張場所

①	店舗等名称	
	所在地	
	最寄り駅等	
②	店舗等名称	
	所在地	
	最寄り駅等	
③	店舗等名称	
	所在地	
	最寄り駅等	

※所在地ごとに地図を添付してください。

2 検定用具の運搬 無 ・ 有（ ）

3 旅費支払者

事業者名	
住所	〒
担当部署名	
担当者名	

4 旅行経路： 申請書提出時に、検定課職員と協議し決定する。

5 交通手段等： 各鉄道会社線及び路線バスの利用（タクシーの利用： 可 ・ 不可）

6 支払い方法： 東京都計量検定所からの請求に基づき、検定実施職員2名分の旅費を支払う。